

○千葉市文化ホール設置管理条例

平成3年3月14日

条例第5号

改正 平成3年9月27日条例第34号

平成3年12月13日条例第49号

平成10年3月23日条例第6号

(題名改称)

平成15年3月12日条例第9号

平成17年9月26日条例第48号

平成18年9月21日条例第38号

(題名改称)

平成20年12月16日条例第35号

平成22年3月23日条例第7号

平成22年6月28日条例第78号

平成25年12月19日条例第41号

平成31年3月8日条例第4号

(設置)

第1条 本市は、市民の文化の向上を図り、福祉の増進に寄与するため、次のとおり文化ホールを設置する。

名称	位置
千葉市若葉文化ホール	千葉市若葉区千城台西2丁目1番1号
千葉市美浜文化ホール	千葉市美浜区真砂5丁目15番2号

(平成3条例49・平成10条例6・平成18条例38・一部改正)

(施設)

第2条 文化ホールの施設は、別表第1に掲げるとおりとする。

(平成17条例48・追加、平成18条例38・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条 文化ホールの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(平成17条例48・追加)

(業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第7条第1項に規定する使用の許可並びに第9条第1項及び第2項の規定による使用の制限等に関する業務
- (2) 文化ホールの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平成17条例48・追加)

(休館日)

第5条 文化ホールの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が文化ホールの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

- (1) 毎月の第1月曜日及び第3月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
- (2) 年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項各号に規定する休館日に開館することができる。

(平成17条例48・追加、平成18条例38・一部改正)

(使用時間)

第6条 文化ホールの使用時間(以下「使用時間」という。)は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定は、使用時間の変更について準用する。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、使用時間以外の時間に開館することができる。

(平成17条例48・追加)

(使用の許可)

第7条 文化ホールの施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、文化ホールの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(平成10条例6・一部改正、平成17条例48・旧第2条繰下・一部改正)

(使用の不許可)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 文化ホールの施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、文化ホールの管理上支障があると認めるとき。

(平成10条例6・一部改正、平成17条例48・旧第3条繰下・一部改正、平成20条例35・一部改正)

(使用の制限等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化ホールの

施設の使用を制限し、若しくは停止し、第7条第1項の許可を取り消し、又は文化ホールからの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第7条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条第1号から第3号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。

(4) 文化ホールの管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、文化ホールの管理上支障があると認めるとき。

2 指定管理者は、第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が同条第2項の規定により付した条件に違反したときは、前項の規定による処分をすることができる。

（平成10条例6・一部改正、平成17条例48・旧第4条繰下・一部改正、平成20条例35・一部改正）

（意見の聴取）

第9条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第8条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第8条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

（平成20条例35・追加）

（利用料金）

第10条 使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2及び別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平成10条例6・一部改正、平成15条例9・旧第6条繰下・一部改正、平成17条例48・旧第7条繰下・一部改正、平成18条例38・一部改正)

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、規則で定める場合その他特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平成15条例9・旧第7条繰下・一部改正、平成17条例48・旧第8条繰下・一部改正)

(利用料金の不返還)

第12条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、規則で定める場合その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(平成15条例9・旧第8条繰下・一部改正、平成17条例48・旧第9条繰下・一部改正)

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平成15条例9・旧第9条繰下、平成17条例48・旧第10条繰下)

(指定管理者の指定の手続等)

第14条 市長は、指定管理者の指定をしようとする場合は、規則で定めるところにより、公募するものとする。

2 前項の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募

を要しない。

- 3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、文化ホールを最も適切に管理することができることを認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。
  - （１）市民の平等な利用を確保するものであること。
  - （２）文化ホールの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費を縮減するものであること。
  - （３）文化ホールの管理を安定して行う能力を有すること。
  - （４）文化ホールの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。
  - （５）前各号に定めるもののほか、市長が定める基準
- 5 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

（平成17条例48・追加、平成22条例7・一部改正）

（管理の基準）

第15条 指定管理者は、法令、条例、規則に基づく規則その他市長の定めるところに従い、文化ホールの管理を行わなければならない。

（平成17条例48・追加）

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、文化ホールの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成10条例6・一部改正、平成17条例48・旧第11条繰下・一部改正)

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成3年規則第43号で平成3年5月1日から施行。ただし、第1条、第5条及び第10条は平成3年5月15日から施行)

#### 附 則 (平成3年9月27日条例第34号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次に掲げる使用料等については、なお従前の例による。

(1) 平成4年4月1日(以下「施行日」という。)前の使用の許可に係る千葉市民会館、千葉市文化センター及び千葉市民文化ホールの施設の使用料

#### 附 則 (平成3年12月13日条例第49号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成10年3月23日条例第6号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市若葉文化ホール設置管理条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成15年3月12日条例第9号)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市若葉文化ホール設置管理条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前になされた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例に

よる。

附 則（平成17年9月26日条例第48号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第11条を第16条とし、第10条の次に2条を加える改正規定（第14条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長がしたこの条例による改正前の千葉市若葉文化ホール設置管理条例第2条第1項の許可で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、施行日においてこの条例による改正後の千葉市若葉文化ホール設置管理条例（以下「改正後の条例」という。）第3条に規定する指定管理者がした改正後の条例第7条第1項の許可とみなす。
- 3 改正後の条例第10条の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月21日条例第38号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第5条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成19年規則第7号で平成19年7月1日から施行）

附 則（平成20年12月16日条例第35号）

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日条例第7号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日条例第78号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市文化ホール設置管理条例別表第2第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、



同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月19日条例第41号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第26条、第28条、第29条、第32条、第33条、第34条、第35条中千葉県都市公園条例別表第9の改正規定、第37条及び附則第4項から第12項までの規定は、公布の日から施行する。

（利用料金の経過措置）

- 4 第8条の規定による改正後の千葉県コミュニティセンター設置管理条例別表第2、第9条の規定による改正後の千葉県土気あすみが丘プラザ設置管理条例別表第2、第11条の規定による改正後の千葉市民会館設置管理条例別表第1、第13条の規定による改正後の千葉県文化センター設置管理条例別表第1、第14条の規定による改正後の千葉県文化ホール設置管理条例別表第2、第16条の規定による改正後の千葉県文化交流プラザ設置管理条例別表第1、第18条の規定による改正後の千葉県スポーツ施設設置管理条例別表第2、第19条の規定による改正後の千葉ポートアリーナ設置管理条例別表第1から別表第3まで、第20条の規定による改正後の千葉市民ゴルフ場設置管理条例別表、第21条の規定による改正後の千葉アイススケート場設置管理条例別表、第22条の規定による改正後の千葉県ハーモニープラザ設置管理条例別表第2、第24条の規定による改正後の千葉県勤労市民プラザ設置管理条例別表第2、第25条の規定による改正後の千葉県ビジネス支援センター設置管理条例別表第3、第28条の規定による改正後の千葉県ふるさと農園設置管理条例別表、第29条の規定による改正後の千葉県都市農業交流センター設置管理条例別表第3、第32条の規定による改正後の千葉

市生涯学習センター設置管理条例別表第2、第34条の規定による改正後の千葉マリスタジアム設置管理条例別表、第35条の規定による改正後の千葉市都市公園条例別表第9及び第37条の規定による改正後の千葉市蘇我球技場条例別表の規定は、適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月8日条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（利用料金の経過措置）

4 第7条の規定による改正後の千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例別表第2、第8条の規定による改正後の千葉市路外駐車場条例別表、第9条の規定による改正後の千葉市民会館設置管理条例別表第1、第11条の規定による改正後の千葉市文化ホール設置管理条例別表第2、第13条の規定による改正後の千葉ポートアリーナ設置管理条例別表第1から別表第3まで、第14条の規定による改正後の千葉アイススケート場設置管理条例別表、第15条の規定による改正後の千葉市民ゴルフ場設置管理条例別表、第17条の規定による改正後の千葉市勤労市民プラザ設置管理条例別表第2、第20条の規定による改正後の千葉市ふるさと農園設置管理条例別表、第21条の規定による改正後の千葉市都市農業交流センター設置管理条例別表第3、第22条の規定による改正後の千葉市生涯学習センター設置管理条例別表第2、第24条の規定による改正後の千葉市都市公園条例別表第9及び第26条の規定による改正後の千葉マリスタジアム設置管理条例別表の規定は、適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1

（平成18条例38・追加）

1 千葉市若葉文化ホール

- (1) ホール
- (2) 楽屋
- (3) リハーサル室
- (4) 舞台設備、音響設備等の附属設備及び器具

2 千葉市美浜文化ホール

- (1) ホール
- (2) 音楽ホール
- (3) 楽屋
- (4) リハーサル室
- (5) スタジオ
- (6) 会議室
- (7) 舞台設備、音響設備等の附属設備及び器具

別表第2

(平成15条例9・全改、平成17条例48・一部改正、平成18条例38・旧別表第1繰下・一部改正、平成22条例78・平成25条例41・平成31条例4・一部改正)

1 千葉市若葉文化ホール

区分		利用料金	
ホール	平日	1日につき	58,070円
	土曜日		69,660円
	日曜日		
	休日		
楽屋(1室につき)			3,110円
リハーサル室(1室につき)			9,190円

2 千葉市美浜文化ホール

区分		利用料金		
ホール	平日	1日につき	49,230円	
	土曜日		58,660円	
	日曜日			
	休日			
音楽ホール	平日		19,900円	
	土曜日		24,080円	
	日曜日			
	休日			
楽屋（1室につき）				2,710円
リハーサル室				25,130円
第1スタジオ			9,210円	
第2スタジオ			6,800円	
会議室			9,420円	

#### 備考

- 1 「1日」とは、午前9時から午後10時までをいう。
- 2 使用時間以外の時間に使用する場合の利用料金の額は、規則で定める。
- 3 次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める額を割増料としてこの表に掲げる利用料金の額（以下「利用料金額」という。）に加算する。
  - (1) 本市に住所を有していない者又は本市内に本社、支社、営業所等がない法人等が使用する場合 利用料金額に100分の50を乗じて得た額
  - (2) 使用者が入場料の類を徴収する場合 規則で定める額
  - (3) 物品の販売その他の営利を目的とした行為で規則で定めるものを行う場合 利用料金額に100分の80を乗じて得た額

(4) 使用時間内において、使用の許可を受けた時間を超過し、又は  
繰り上げて使用する場 規則で定める額

4 前項の割増料が2以上重複するときは、それぞれの割増料を利用料金  
額に加算する。

5 第3項の規定により算出された割増料の額に10円未満の端数があ  
るときは、これを切り捨てる。

### 別表第3

(平成15条例9・一部改正、平成18条例38・旧別表第2繰下)

区分	利用料金
舞台設備その他の附属設備	種類又は品目ごとに規則で定める。